

1 基礎資格・修得単位数等

取得免許状	中学校教諭2種普通免許状						
基礎資格(基礎免許状)	小学校教諭普通免許状	種別(専修・1種・2種)は問わない					
	高等学校教諭普通免許状						
最低在職年数(教員として)	3年	・基礎資格を得た後(基礎免許状取得後)の在職年数に限る ・校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、養護教諭、栄養教諭としての任用期間は含まない ※教諭兼務期間は含むことができる					
最低在職年数を満たす学校種	基礎資格	満たす学校種					
	小学校	・小学校 ・義務教育学校(前期・後期課程を問わない) ・特別支援学校の小学部又は中学部 ※中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部			・小中一貫校は、所属校種を問わない ・専科担任、及び基礎資格(基礎免許状)取得後の臨時免許状による助教諭経験も含む ※臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む		
	高等学校	・高等学校 ・中等教育学校(前期・後期課程を問わない) ・特別支援学校の中学部又は高等部 ※中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部			・中高一貫校は、所属校種を問わない ・基礎資格(基礎免許状)取得後の臨時免許状による助教諭経験も含む ※臨時免許状による助教諭経験、特別非常勤講師経験も含む		
単位修得すべき教科・科目及び最低修得単位数 免許法施行規則 第18条の2	基礎資格(基礎免許状)	小学校	高等学校	備考(留意事項)			
	教科に関する専門的事項に関する科目	10		・「教科に関する専門的事項一覧」を参照			
	各教科の指導法に関する科目	2	2	・取得を希望する教科について修得 ・「各教科の指導法」の事項のみで単位構成されている単位に限る			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		1			
		①生徒指導の理論及び方法 ②教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ③進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		2	2	※①～③をすべて含むこと	
	大学が独自に設定する科目		4	・高等学校の免許状を基礎免許とする場合で、「国語」「社会」「理科」「美術」「技術」の免許状を受けようとする場合は、以下の単位を含んで修得する必要がある			
	合計修得単位数		14	9			
高等学校の免許状を基礎免許とする場合に、修得が必要な科目 (大学が独自に設定する科目)	基礎免許(高)	取得免許(中)	教科に関する科目	必要単位数	共通	備考	
	国語	国語	書道(書写を中心とする。)	1	一要 それ れぞ れ1 単位 以上 修得 する 必	・()は、必ず含んで修得すること	
	地理歴史	社会	「法律学、政治学」	1		・「 」内から、1科目を選択して修得	
			「社会学、経済学」	1			
			「哲学、倫理学、宗教学」	1			
	公民	社会	日本史・外国史	1		・()は、必ず含んで修得すること	
			地理学(地誌を含む。)	1			
	理科	理科	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1			
美術	美術	工芸	1				
工業/情報	技術	材料加工(実習を含む。)	1	・()は、必ず含んで修得すること			
		生物育成	1				
免許状の対応教科(高→中)	国語 → 国語、地歴 or 公民 → 社会、数学 → 数学、理科 → 理科、音楽 → 音楽、美術 → 美術、保健体育 → 保健体育、保健 → 保健、工業 → 技術、情報 → 技術、家庭 → 家庭、宗教 → 宗教、外国語 → 外国語(その他各外国語ごとに応じる)						
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・最低在職年数からは、休職、産前産後休暇、育児休業、病気休暇、組合専従の期間を除く ・高等学校の免許状を基礎免許とする場合は、在職年数は取得を希望する教科と対応する教科の経験年数に限る(例：高校数学2年、高校理科2年の経験年数では、中学数学取得の経験年数要件を満たさない) ・修得単位は、基礎資格としての免許状取得後に修得した単位に限る ・認定講習で認定できる単位は、別表第8対応の単位に限る 						

2 単位軽減

最低在職年数としての3年以上の勤務経験に加え、中学校、小中一貫校の小学校、中高一貫校の高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部での教員経験が1年以上ある場合には、単位軽減が可能									
中学校での教員としての勤務経験(3年以上の勤務経験に加える年数)		小学校			高等学校		備考		
		1年	2年	3年	1年	2年			
軽減後の修得必要単位数	教科に関する専門的事項に関する科目		7	5	5	/	/	◎別添【中学校】教科に関する専門的事項一覧表を参照	
	各教科の指導法に関する科目		2	1	1	1	1	※上の表の「各教科の指導法に関する科目」欄の「備考(留意事項)」を参照	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		/	/	/	1	1	
		①生徒指導の理論及び方法 ②教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ③進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		2	2	1	1	1	※①～③をすべて含むこと
		大学が独自に設定する科目		/	/	/	3	2	
合計修得単位数		11	8	7	6	5			

3 在職年数の計算方法 ※最低在職年数・単位軽減のための加算年数とも同じ

【大原則】勤務期間の最低在職年数の対象となるのは、「教育職員(教諭、助教諭、常勤講師、非常勤講師等)」としての期間に限る ※養護教諭(助教諭)、栄養教諭としての期間は含まない		(注1)校長、副校長、教頭、園長等の期間は、最低在職年数期間には含まれない ※教諭兼務期間は含むことができる (注2)支援員、サポーター、T2等の期間は、いずれの期間にも含むことができない
1 正規の教諭、助教諭、常勤講師の場合	勤務期間は月割計算が基本。1日でも欠けた日がある月は、カウントしない(日割り加算有)	※勤務期間(任用期間)は、辞令や雇用条件通知書などで確認 (例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月と30日 ※1年(12か月)ではない
2 非常勤講師の場合	週時間数が12時間以上/12時間未満で、計算方法が異なる	
① 週12時間以上勤務の場合	1日でも欠けた日がある月はカウントしない(日割り加算無)	(例)勤務期間:令和4年4月1日～令和5年3月30日の場合 → 11か月(日割り加算無)
② 週12時間未満勤務の場合	以下の計算式に当てはめて算出 週時間数/12時間 × 勤務期間(月数) = 対象となる勤務期間 ※小数点以下切り捨て	※計算式の「勤務期間(月数)」は、月初から月末までを通して勤務した月のみ算入可 (例)勤務期間:令和4年10月15日～令和5年3月30日の場合 → 4か月(11月～2月のみ)

4 授与申請に必要な書類等 【検定による授与】 ※必要書類等は、各申請ごとに1セット必要です。(⑩返信用封筒を除く)

①申請書、②履歴書、③宣誓書	「③宣誓書」は、現役教員ではない者が要提出(保育士も要提出)	・「①申請書」の連絡先には、日中に繋がる連絡先(携帯電話番号など)を記入してください ・「②履歴書」「③宣誓書」の署名欄は、必ず自筆で署名してください
④手数料	申請手数料:5,000円 ※5,000円分の岐阜県収入証紙を「①申請書」に貼付	・県外在住者など、岐阜県収入証紙の入手が困難な方は、郵便局で5,000円分の「定額小為替」を購入し同封してください ・「定額小為替」の「お名前」欄には、何も書かないでください
⑤学力に関する証明書【原本】	上記1, 2に定める単位の修得を示す「学力に関する証明書」	・必ず「学力に関する証明書」であること(単位修得証明書、成績証明書などは不可) ・認定講習での修得単位は、「別表第8」対応のものであること
⑥既に所有している免許状の写し または、免許状授与証明書【原本】	免許状が手許にない場合は、免許状授与証明書(原本)の提出が必要	・今回の免許状授与申請の基礎免許となる免許状の写しは必須
⑦人物に関する証明書【原本】	現勤務校(離職者は、直近の勤務校等)に作成を依頼	※証明から3カ月以内のもの ・「証明者」は、校長・園長 など ・「実務証明責任者」は、教育長、法人の理事長 など(任用者、雇用者) ・岐阜県の県立学校の場合は、「実務証明責任者」欄は記入不要 ・「⑨身体に関する証明書」を医師が証明・作成する場合は、「証明者」欄に医師が記入・押印 ・「証明者」「実務証明責任者」としての押印は、職印であること(私印不可)
⑧実務に関する証明書【原本】	最低在職年数を満たすよう、これまでの勤務校に作成を依頼	
⑨身体に関する証明書【原本】	現在有職者は、勤務先の健康診断結果を基に勤務先が証明 無職の者は、医師の証明	
⑩返信用封筒	角型2号 切手貼付 530円(申請する免許状が4枚以内の場合) 620円(5枚以上の場合)	・表面に住所、宛名(「〇〇様」)を明記し、「簡易書留」と朱書きしてください ・裏面に「〒500-8570 岐阜県教育委員会義務教育課免許係」と明記してください
◆その他 ⑪戸籍抄本など ※発行から3カ月以内のもの	以下の場合には、現在の氏名・本籍地と、旧姓・旧本籍地や通称名との関係が証明できる書類として、「戸籍抄本」などの提出が必要 ・提出書類と現在(申請書)とで、氏名または本籍(都道府県名)が異なる場合 ・免許状に、旧姓や通称名の記載を希望する場合	・戸籍抄本で現在の氏名・本籍地と旧姓・旧本籍地の関係が証明できない場合は、関係性を示すもの(例:改正原戸籍など)の提出が必要です ※詳細は、現在戸籍(本籍)を置いている市町村役場でお尋ねください